

アナログ規制の点検・見直しの 実施について

1. 本県のこれまでの対応

本県において、令和6年2月に「山形県アナログ規制の点検・見直し方針」を策定し、全庁的にアナログ規制の点検・見直しに取り組むこととした。

令和6年度において、見直し対象として洗い出した約800条項について、各部局等と各規制の見直しの工程を検討・調整し、今般、本県におけるアナログ規制見直しの全体の方向性を整理したところ。

アナログ規制とは

我が国の行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、その多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている。このような「アナログ規制※」は、デジタル技術の社会実装を阻み、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面があると考えられている。

※ アナログ規制：法令等で、目視による確認や書面での掲示など、デジタル技術の活用による省略化や合理化を妨げる規制のこと。
オンラインでの確認やインターネットでの公表で足りる場合などは、規制を見直していく必要がある。

2. 見直しの対象範囲

政府の見直し方針を踏まえ、代表的なアナログ規制7項目及びフロッピー等の記録媒体を指定する規制

規制項目	アナログ規制の内容（規制で求めていること）
(1) 目視	人が現地に赴き、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）等
(2) 実地監査	人が現場に赴き、施設等が一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等の確認によって判定すること
(3) 定期検査・点検	施設等が一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること 等
(4) 常駐・専任	（物理的に）特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けていること 等
(5) 対面講習	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うこと
(6) 書面掲示	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示すること
(7) 往訪閲覧・縦覧	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させる際に、公的機関等に訪問すること
(8) フロッピー等	申請・交付方法や作成・保存方法として、フロッピーディスク等の特定の記録媒体を指定すること

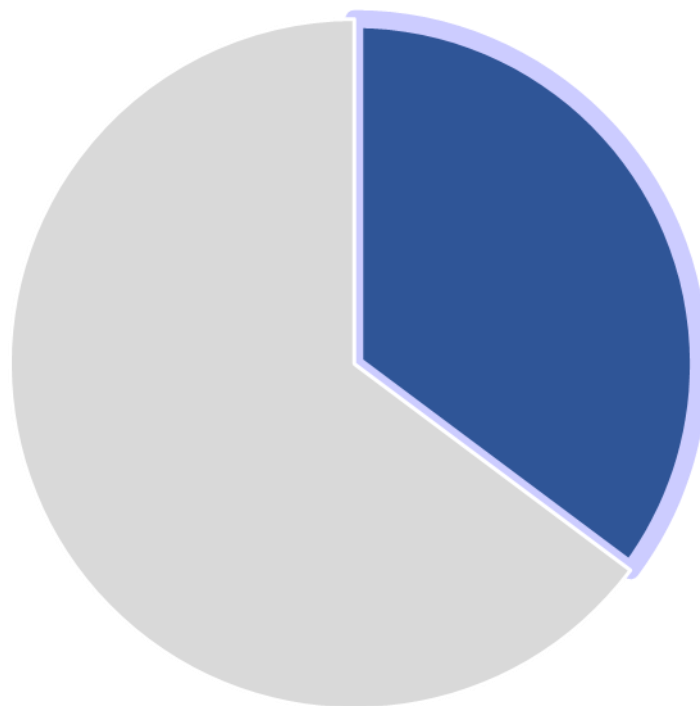
県の裁量で見直し可能な規制は270条項であり、これらについて、デジタル活用による見直しを検討していく。

洗い出し結果（全体：767条項）

法令等による規制

497 条項
(約65%)

⇒ 政府の動向を注視しながら
見直しを進めていく



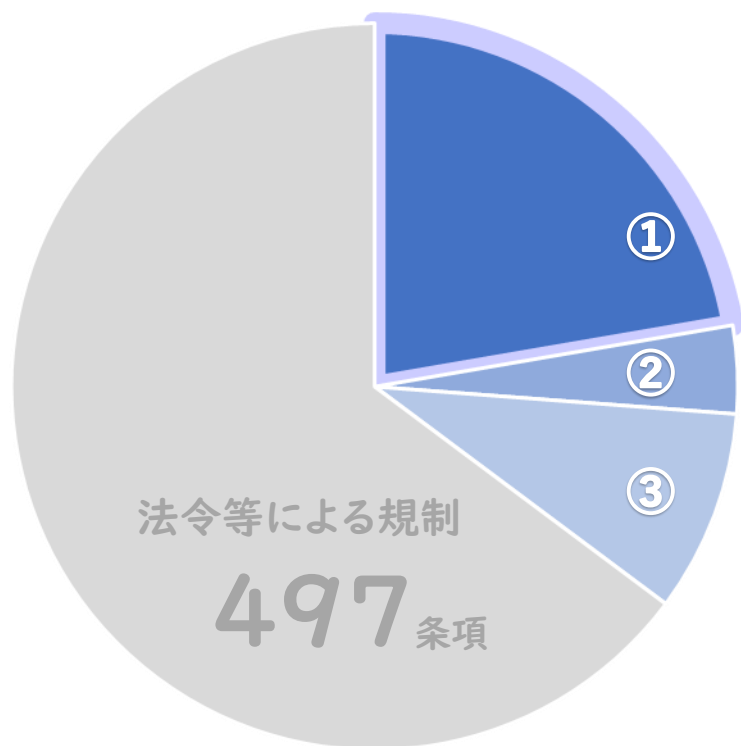
条例等による規制

270 条項
(約35%)

⇒ 県においてデジタル活用による
見直しを検討

山形県アナログ規制の点検・見直し方針を踏まえ、各種規制の趣旨・目的等を勘案しつつ、本県におけるアナログ規制の見直しの方向性を以下のとおり確定。各部局は確定した方向性に沿って、規則等の改正、通知等の発出など、所要の見直しを実施していく予定。

見直しの方向性



① 見直し 171条項 (約63%)

規則等の改正や通知等の発出など、所要の見直しを実施

② 継続検討 30条項 (約11%)

関係団体との調整が必要となる規制等について、引き続き検討

③ 現状維持 69条項 (約26%)

アナログ対応で現状維持と整理

条例等による規制

270 条項